





よつてここに法律上婚姻は、成立したことになる。  
右証明する。

昭和何年何月何日

琉球政府戸籍事務管掌者

何市町村長 氏

名 圖

離婚届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

夫 氏

生 年 月 日

名

戸籍又は国籍の表示

妻 氏

生 年 月 日

名

右当事者の離婚届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、  
本職は審査の上、昭和何年何月何日これを受理した。  
よつてここに法律上離婚は、成立したことになる。  
右証明する。

昭和何年何月何日

琉球政府戸籍事務管掌者

何市町村長 氏

名 圖

養子縁組届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

養父 氏

生 年 月 日

名

戸籍又は国籍の表示

養母 氏

生 年 月 日

名

戸籍又は国籍の表示

養子 氏

生 年 月 日

名

右当事者の養子縁組届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、  
本職は審査の上、昭和何年何月何日これを受理した。  
よつてここに法律上養子縁組は、成立したことになる。  
右証明する。

昭和何年何月何日

琉球政府戸籍事務管掌者

何市町村長 氏

名 圖

養子縁組届受理証明書

戸籍又は国籍の表示

養父 氏

生 年 月 日

名

戸籍又は国籍の表示

養母 氏

生 年 月 日

名

戸籍又は国籍の表示

養子 氏

生 年 月 日

名

右当事者の養子縁組届は、証人何某及び何某連署の上届け出られたところ、  
本職は審査の上、昭和何年何月何日これを受理した。  
よつてここに法律上養子縁組は、成立したことになる。  
右証明する。

昭和何年何月何日

琉球政府戸籍事務管掌者

何市町村長 氏

名 圖

認知届受理証明書

「父又は母の氏名の表示

父氏 生 年 月 日 名

「子の氏名」の表示

子氏 生 年 月 日 名

「子の氏名」に対する認知届が「父の氏名」から届け出られたところ、本職は審査の上、昭和何年何月何日これを受理した。よつて、ここに法律上「子の氏名」は、「父の氏名」の子たる身分を取得したことになる。右証明する。

昭和何年何月何日

琉球政府戸籍事務管理署

何市町村長 氏 名

附 則

この規則は、一九五九年五月一日から施行する。

令

〇 行 政 府

駐日代表 金城 増明

琉球政府駐日代表事務所長代理を命ずる

一九五八年一月一日

課 長 山里 銀造

願により本職を免する

一九五九年一月三十一日

技 手 知花 俊夫

願により本職を免する

一九五九年二月一日

大城 鎌吉

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

安谷屋正重

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

宮城 雅典

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

平田 忠義

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

船越 尙友

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

上地 一史

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

具志堅宗精

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

親泊 政博

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

渡嘉敷真陸

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

伊志朝朝良

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

儀間 光裕

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

富原 守保

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

具志頭得助

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

国場 幸吉

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

比嘉 良行

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

宮城仁四郎

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

石川 達憲

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

仲田 睦男

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

宮城 善兵

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

期間は一九六〇年二月十日までとする

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

期間は一九六〇年二月十日までとする

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

期間は一九六〇年二月十日までとする

経済審議会委員に再任する

日給式弗五拾仙を給する

監 理 人 仲間 忠司

願により本職を免する

<p>一九五九年二月二一日 技 手 伊計 良雄 期間満了により臨時の任用の本職を解</p>	<p>技 手 補 上地 森男 期間満了により臨時の任用の本職を解</p>	<p>一九五九年二月二三日 技 手 知念 正男 捕鯨監督官を解</p>	<p>一九五九年二月二五日 主 事 補 友寄 喜栄 願により休職を命ずる 期間は一九五九年十一月二五日までとする</p>	<p>一九五九年二月二六日 駐日代表 金城 増明 駐日代表事務所長代理を解</p>	<p>書 記 与那覇定三 願により本職を免ずる</p>	<p>書 記 金城 正幸 願により本職を免ずる</p>	<p>主 事 補 玉城 正人 願により本職を免ずる</p>	<p>主 事 補 宮城 喜一 願により本職を免ずる</p>	<p>通 信 士 上原 健秀 願により本職を免ずる</p>	<p>洗 濯 婦 識名勢津子 願により本職を免ずる</p>	<p>一九五九年二月二八日 技 手 親川 喜六 経済局関係勤務を命ずる</p>	<p>技 手 佐次田秀和</p>
<p>八重山開港事務所勤務を命ずる 砂川 啓喜 看守に任ずる</p>	<p>四級五号給を給する 沖繩刑務所勤務を命ずる 法律書記 比嘉 盛一 宜野座登記所勤務を命ずる 法律書記 仲地 簡栄</p>	<p>那覇登記所勤務を命ずる 檢察事務官 池間 義幸 六級五号給を給する 琉球上訴檢察庁事務所事件課勤務を命ずる 書 記 謝花 進</p>	<p>立法院事務局へ出向を命ずる 上原 幸英 書記に任ずる 四級五号給を給する 大浜郵便局勤務を命ずる 前内原用吉</p>	<p>書記に任ずる 四級五号給を給する 伊原間郵便局勤務を命ずる 主 事 補 大村 侃 治安裁判所へ出向を命ずる 主 事 補 池村 賢次</p>	<p>主 事 に任ずる 十級一号給を給する 企画統計局企画調整課勤務を命ずる 統計補佐官 浦原 義夫</p>	<p>統計官に任ずる 十級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 統計官 浦原 義夫</p>	<p>主 事 に任ずる 十級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 統計官 浦原 義夫</p>	<p>主 事 に任ずる 十級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 統計官 浦原 義夫</p>	<p>主 事 に任ずる 十級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 統計官 浦原 義夫</p>	<p>主 事 に任ずる 十級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 統計官 浦原 義夫</p>	<p>主 事 に任ずる 十級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 統計官 浦原 義夫</p>	<p>主 事 に任ずる 十級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 統計官 浦原 義夫</p>
<p>企画統計局統計調査課土地調査係長を命ずる 統計官 湖城 裕 企画統計局統計製表課勤務を命ずる 統計官 湖城 裕 企画統計局統計製表課土地製表係長を命ずる 統計官 大城 親一</p>	<p>企画統計局統計製表課世帯製表係長を命ずる 統計官 屋比久孟信 統計官 屋比久孟信 企画統計局統計調査課世帯調査係長を命ずる 統計官 当銘 龜吉</p>	<p>主 事 に任ずる 十一級一号給を給する 企画統計局統計調査課勤務を命ずる 主 事 新崎 盛理 巡回裁判所へ出向を命ずる 書 記 大仲 進 川平郵便局勤務を命ずる 駐日代表 金城 増明</p>	<p>駐日代表事務所長を命ずる 十五級五号給を給する 主 事 補 名城 清秀 軍用地関係事務所勤務を命ずる 医 師 嘉敷 行雄 コサ保健所保健予防課長を命ずる 主 事 補 高嶺 雄彦</p>	<p>願により本職を免ずる 法律書記 安富祖貞雄</p>	<p>願により本職を免ずる 法律書記 安富祖貞雄</p>	<p>願により本職を免ずる 法律書記 安富祖貞雄</p>	<p>願により本職を免ずる 法律書記 安富祖貞雄</p>	<p>願により本職を免ずる 法律書記 安富祖貞雄</p>	<p>願により本職を免ずる 法律書記 安富祖貞雄</p>	<p>願により本職を免ずる 法律書記 安富祖貞雄</p>	<p>願により本職を免ずる 法律書記 安富祖貞雄</p>	<p>願により本職を免ずる 法律書記 安富祖貞雄</p>
<p>書 記 金武 弘子 願により本職を免ずる 一九五九年三月一日 法律書記 護得久朝康 石川登記所勤務を命ずる 次 長 石川 世秀</p>	<p>企画統計局長眞喜屋忠義出張不在中同局長代理を命ずる 一九五九年三月二日 技 師 伊志慎恒秀 願により本職を免ずる</p>	<p>一九五九年三月三日 賃金審議会委員(労働者代表) 名護 朝光 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(労働者代表) 花城 清明 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(使用者代表) 嘉陽田清郎 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(使用者代表) 原岡 政良 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(使用者代表) 松川久仁男 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(使用者代表) 備瀬 真孝 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(公益代表) 久場 政彦 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(公益代表) 久場 政彦 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(公益代表) 久場 政彦 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(公益代表) 久場 政彦 任期満了により賃金審議会委員を解</p>	<p>賃金審議会委員(公益代表) 久場 政彦 任期満了により賃金審議会委員を解</p>

<p>任期满了により賃金審議会委員を解く 賃金審議会委員(公益代表) 山城 新好 任期满了により賃金審議会委員を解く 技 師 瀧福国安太 主事に任ずる 十二級五号給を給する 企画統計局企画調整課勤務を命ずる 主事補 新里 次男 願により本職を免ずる 一九五九年三月四日 神田 忠善 書記に任ずる 四級五号給を給する 与那城郵便局勤務を命ずる 友寄 隆雄 技手に任ずる 七級一号給を給する 宮古工務出張所勤務を命ずる 仲本 兼三 按手補に任ずる 四級一号給を給する 宮古工務出張所勤務を命ずる タイピスト 喜友名富子 書記に任ずる 五級四号給を給する 工務交通局電務課勤務を命ずる 書 記 石川スミ子 工務交通局海運課勤務を命ずる 名 護 朝光 労働基準法第三十条により賃金審議会委員(労働者代表)を委嘱する 日給二弗五十仙を給する</p>	<p>任期满了により賃金審議会委員を解く 賃金審議会委員(公益代表) 嘉陽田清郎 日給二弗五十仙を給する 労働基準法第三十条により賃金審議会委員(労働者代表)を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 松川久仁男 労働基準法第三十条により賃金審議会委員(使用者代表)を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 新垣 正栄 労働基準法第三十条により賃金審議会委員(使用者代表)を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 久場川 敬 労働基準法第三十条により賃金審議会委員(使用者代表)を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 久場 政彦 労働基準法第三十条により賃金審議会委員(公益代表)を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 砂川 恵伸 労働基準法第三十条により賃金審議会委員(公益代表)を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 山城 新好 労働基準法第三十条により賃金審議会委員(公益代表)を委嘱する 日給二弗五十仙を給する 一九五九年三月五日 技 師 野原 康雄</p>	<p>課長に任ずる 十三級一号給を給する 工務交通局建築課勤務を命ずる 書記に任ずる 赤嶺 広子 四級一号給を給する 工務交通局郵務課勤務を命ずる 一九五九年三月六日 漢那 安信 監護人に任ずる 三級三号給を給する 琉球精神病院勤務を命ずる 一九五九年三月七日 技 手 宮城 弘 捕鯨監督官を解く 技 手 宮城 弘 漁業監督官を解く 技 手 宮城 弘 願により本職を免ずる 一九五九年三月九日 主 事 嶺井 政治 内政局行政課行政係長を命ずる 副 官 高屋 寛光 主事補に任ずる 八級三号給を給する 法務局民事課勤務を命ずる 技 手 上地 博明 琉球政府公務員法第二十七条により臨時的任用の期間を更新する 技 手 池原 一彦 琉球政府公務員法第二十七条により臨時的任用の期間を更新する 技 手 仲木 朝典 琉球政府公務員法第二十七条により臨時的任用の期間を更新する</p>	<p>時期的任用の期間を更新する 技 手 吉山 盛喜 琉球政府公務員法第二十七条により臨時的任用の期間を更新する 技 手 仲唐 弘 琉球政府公務員法第二十七条により臨時的任用の期間を更新する 技 手 奥間 英彦 琉球政府公務員法第二十七条により臨時的任用の期間を更新する 書 記 上地 寿広 主事補に任ずる 七級四号給を給する 小嶽郵便局勤務を命ずる 技手に任ずる 六級一号給を給する 経済局農務課勤務を命ずる 嶺井 知子 電話交換手に任ずる 四級五号給を給する 那覇中央電話局勤務を命ずる 郵便集配員 奥平 宣治 書記に任ずる 四級五号給を給する 宮古中央郵便局勤務を命ずる 佐久川春男 書記に任ずる 四級五号給を給する 小嶽郵便局勤務を命ずる 医 師 砂川 勝美 エサ保健所勤務を解く 次 長 石川 世秀 企画統計局長真喜屋忠義焼庁につき同</p>	<p>任期满了により賃金審議会委員を解く 賃金審議会委員(公益代表) 山城 新好 任期满了により賃金審議会委員を解く 技 師 瀧福国安太 主事に任ずる 十二級五号給を給する 企画統計局企画調整課勤務を命ずる 主事補 新里 次男 願により本職を免ずる 一九五九年三月四日 神田 忠善 書記に任ずる 四級五号給を給する 与那城郵便局勤務を命ずる 友寄 隆雄 技手に任ずる 七級一号給を給する 宮古工務出張所勤務を命ずる 仲本 兼三 按手補に任ずる 四級一号給を給する 宮古工務出張所勤務を命ずる タイピスト 喜友名富子 書記に任ずる 五級四号給を給する 工務交通局電務課勤務を命ずる 書 記 石川スミ子 工務交通局海運課勤務を命ずる 名 護 朝光 労働基準法第三十条により賃金審議会委員(労働者代表)を委嘱する 日給二弗五十仙を給する</p>
---	---	--	--	---

局長代理を解く 一九五九年三月一〇日	琉球結核科学研究所勤務を命ずる 主事補 平良 実栄	六級一号給を給する 南部工務出張所勤務を命ずる 安村 哲三	看護婦に任ずる 田場 峯 六級一号給を給する
十一級一号給を給する 琉球種畜場宮古支場長を命ずる	願により本職を免ずる 一九五九年三月十四日 書 記 翁長 信夫	主事補に任ずる 六級一号給を給する 工務交通部土木課勤務を命ずる 安村 哲三	看護婦に任ずる 上間 貞子 六級一号給を給する
琉球種畜場勤務を命ずる	願により本職を免ずる 書 記 山田 和代	通信士に任ずる 六級五号給を給する 那覇無線電報局勤務を命ずる 通信士 嵩本 正英	看護婦に任ずる 山里 信子 六級一号給を給する
十一級一号給を給する	一九五九年三月十五日 衛生労働者 比嘉 貞夫	書記に任ずる 七級六号給を給する 牧志郵便局勤務を命ずる 西平 和枝	看護婦に任ずる 屋良 敏子 六級一号給を給する
琉球蚕糸検定所勤務を命ずる	書記に任ずる 四級五号給を給する 那覇中央郵便局勤務を命ずる 古倉 保昭	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 大浜美津子	看護婦に任ずる 山田フミ子 六級一号給を給する
琉球獣疫血清製造所勤務を命ずる	書記に任ずる 四級五号給を給する 美栄橋郵便局勤務を命ずる 技 手 与那覇定吉	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 仲村 弘子	看護婦に任ずる 仲吉 正子 那覇病院看護課長を命ずる 瑞慶喜朝喜
主事補に任ずる	八級一号給を給する 内政局行政課勤務を命ずる 書 記 仲村 保松	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 仲村 弘子	看護婦に任ずる 瑞慶喜朝喜 作業人に任ずる
技手補に任ずる	四級二号給を給する 宮古島測候所勤務を命ずる 一九五九年三月十一日 次 長 久貝 具順	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 山城 満江	看護婦に任ずる 瑞慶喜朝喜 作業人に任ずる
宮古島測候所勤務を命ずる	工務交通部郵務課勤務を命ずる 主事補 高江洲 清	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 山城 満江	看護婦に任ずる 瑞慶喜朝喜 作業人に任ずる
一九五九年三月十二日	願により本職を免ずる 監 護 人 東 武俊	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 山城 満江	看護婦に任ずる 瑞慶喜朝喜 作業人に任ずる
看護婦に任ずる	一九五九年三月十六日 書 記 志良堂清彦	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 折田 セツ	看護婦に任ずる 瑞慶喜朝喜 作業人に任ずる
六級一号給を給する	主事補に任ずる 六級一号給を給する 工務交通部資材課勤務を命ずる 大嶺 義雄	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 折田 セツ	看護婦に任ずる 瑞慶喜朝喜 作業人に任ずる
琉球結核科学研究所勤務を命ずる	玉城 文字	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 折田 セツ	看護婦に任ずる 瑞慶喜朝喜 作業人に任ずる
看護婦に任ずる	玉城 文字	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 折田 セツ	看護婦に任ずる 瑞慶喜朝喜 作業人に任ずる
六級一号給を給する	主事補に任ずる	看護婦に任ずる 六級一号給を給する 琉球結核科学研究所勤務を命ずる 折田 セツ	看護婦に任ずる 瑞慶喜朝喜 作業人に任ずる

主 事 伊 敷 元 正  
内政局行政課地方財政第一係長を命ずる  
一九五九年三月十八日  
医 師 名 護 功  
願により本職を免ずる  
一九五九年三月十九日  
喜屋武謙明  
主事補に任ずる  
六級一号給を給する  
那覇登記所勤務を命ずる  
通信士 下里 弘  
技手補に任ずる  
五級二号給を給する  
宮古中央郵便局勤務を命ずる  
上原登美子  
書記に任ずる  
四級一号給を給する  
内政局管財課勤務を命ずる  
書 記 与那城嘉人  
人事委員会事務局へ出向を命ずる  
一九五九年三月二十日  
統計補佐官 下地 史洋  
技手に任ずる  
七級一号給を給する  
宮古地方庁経済課勤務を命ずる  
仲地 正雄  
自動車運転手に任ずる  
四級一号給を給する  
北部工務出張所勤務を命ずる  
郵便局長 大浜 永允  
琉球政府公務員法第三十七条第一項第  
二号により戒告処分する  
修理工 花城 正良

琉球政府公務員法第三十七条第一項第  
二号により戒告処分する  
技 手 太田 長吉  
琉球政府公務員法第三十七条第一項第  
二号により戒告処分する  
技 手 大浜 尚用  
琉球政府公務員法第三十七条第一項第  
二号により戒告処分する  
修理工 黒田 尚重  
琉球政府公務員法第三十七条第一項第  
二号により戒告処分する  
技 手 補 伊 是 名 広 計  
琉球政府公務員法第三十七条第一項第  
二号により戒告処分する  
技 手 富 良 長 雄  
琉球政府公務員法第三十七条第一項第  
二号により戒告処分する  
書 記 大見謙兼洋  
琉球政府公務員法第三十七条第一項各  
号により懲戒免職する  
看 守 長 池原 徳夫  
琉球政府公務員法第三十七条第一項第  
二号により減給(給料月額百分の三の  
一カ月)処分する  
看 守 玉那覇清一  
琉球政府公務員法第三十七条第一項第  
二号により減給(給料月額百分の一の  
一カ月)処分する  
看 守 照 屋 昌 保  
琉球政府公務員法第三十七条第一項各  
号により懲戒免職する  
一九五九年三月二十三日  
主 事 補 高 安 清  
行政主席官房人事課勤務を命ずる

一九五九年三月二十四日  
監 護 人 に 任 ず る 宜野座健一  
三級三号給を給する  
琉球精神病院勤務を命ずる  
一九五九年三月二十五日  
村田精太郎  
南科医師に任ずる  
十三級一号給を給する  
社会局公衆衛生課勤務を命ずる  
一九五九年三月二十六日  
検 察 事 務 官 金 良 高 治  
願により臨時的任用の本職を解く  
検 察 事 務 官 富 良 皓  
願により臨時的任用の本職を解く  
一九五九年三月三十一日

○更生保護委員会  
渡久地保護区 今村仁村 兼次 源勇  
コザ 北谷村 幸地 真正  
名 護 羽地村 新城 松吉  
系 満 高嶺村 辰良 朝孝

頭書の保護区担当を命ずる  
一九五九年三月三十日  
更生保護委員会委員長  
古 堅 宗 徳

願により本職を解職する  
一九五九年三月三十一日  
更生保護委員会委員長  
古 堅 宗 徳

○公告  
建築士法第十四条の規定により一九  
五九年二級建築士試験を次のとおり施  
行する。  
一九五九年四月十四日  
行政主席代理 大田 政作  
行政副主席 大田 政作

記  
一、試験期日  
一九五九年六月十三日(土) 二日間  
一九五九年六月十四日(日)  
二、試験科目  
1 建築計画  
2 建築構造  
3 建築施工  
4 建築法規  
5 建築設計製図

三、申込受付 一九五九年五月一日か  
ら五月二十日まで  
四、受付場所 工務交通局建築課  
五、試験場所 工業高等学校(宮古、  
八重山は未定)  
六、詳細は工務交通局建築課へ問合わ  
すこと。

与那原保護区	保護司	山城 武得
那 覇	〃	新里 員章
辺土名	〃	宮城 剛一



○公告

一九五九年二月二十五日付で申請のあつた宜野座土地改良組合の新規土地改良事業施行認可申請については、土地改良法(一九五三年立法第九十号)第四十四条第三項の準用条項法第八条第一項の規定に基づき当該申請を適当と決定したので同条第四項の規定によつてこれを公告し、左の事項を縦覧に供する。

一九五九年四月十四日

行政主席代理

行政副主席 大田 政作

記

- 一、縦覧に供すべき種類の名称 宜野座土地改良組合新規土地改良事業計画画書の写
- 二、縦覧の期間 一九五九年四月十四日から同年五月三日まで二十日間
- 三、縦覧の場所 宜野座村役所

○公告

土地改良法第二十六条第二項の規定によつて、宜野座土地改良組合の定款の一部の変更を認可したから、全案第三項の規定によつて公告する。

一九五九年四月十四日

行政主席代理

行政副主席 大田 政作

押収物還付公告

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第五三三号

一、背広上衣 一枚  
受還付人 下地 栄一

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領一二四号

一、日本製日賞時計 一個  
受還付人 新垣 シズ

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第二六三三号

一、ステッキ 一枚  
受還付人 吉田 正成

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第三〇五号

一、黒の短靴 一足  
受還付人 桃原 敏夫

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第三五五号

一、庖丁 二丁  
二、食卓用ナイフ 二丁  
受還付人 山城加代美

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第三五六号

一、会 員 証 一枚  
二、名 刺 一枚  
三、六ピニール製会員証入 一枚  
受還付人 仲村 治郎

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第三八八号

一、草薙鎌 二丁  
受還付人 玉那覇マカト

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第四〇五号

一、腕時計 一個  
受還付人 池島 好郎

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第四二六号

一、鉄 槌 一個  
二、ランニングシャツ 一枚  
三、長袖ワイシャツ 一枚  
受還付人 新里 章

一、二、三号 山本 春信

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第四五六号

一、黒短靴 一足

受還付人 不明

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第四七四号

一、ワイシャツ 一枚

受還付人 親里 秀順

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第四七九号

一、開襟シャツ 一枚

受還付人 武富 武一

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五八年領第五七〇号

一、財布 一個

受還付人 宮城 正雄

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五九年領第四七号

一、ワイシャツ 一枚

二、セーター 一枚

受還付人 宮城 一夫

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五九年領第九四号

一、ランニングシャツ 一枚

受還付人 金城 幸有

○押収物還付公告

一九五九年四月八日

那覇治安検察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十條により公告する。受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五九年領第五九三号

一、眼鏡 一個

受還付人 比嘉 茂雄

登記公告

◎合資会社設立

一、商号 合資会社エレガント・ストア

一、本店 中頭郡北中城村字石平千九百五拾六番地

一、目的 一、洋服類の仕立 二、洋服並附属品の輸入販賣

三、前各号に附帯する一切の事業

一、代表社員の氏名 城間 道子

一、社員の氏名住所出資の目的備格及び履行をなした部分及び責任 那覇市上ノ蔵町式丁目六拾九番地

一、金貳千弗也

全部履行

無限責任 城間 道子

那覇市字松川式百六拾番地

一、金貳千弗也

全部履行

有限責任 屋良 和子

那覇市字天久千式番地

一、金千弗也

全部履行

有限責任 照屋 裕子

右記一九五九年参月参拾日登記 普天間登記所

那覇市松山町壹丁目式拾四番地

一、金千弗也

全部履行

有限責任 照屋 裕子

右記一九五九年参月参拾日登記 普天間登記所

◎外国株式会社更正

一、商号 セブンアップ ポートリン

一、本店 ハワイホノルルリチャード

一、支店 中頭郡浦添村字勢理客五百拾式番地

沖繩に於ける代表者中頭郡浦添村字勢理客五百拾式番地

ラルフ エヌ フジモトは

錯誤に付左の通り更正す

沖繩に於ける代表者の氏名住所

那覇市字天久千式番地

一、金千弗也

全部履行

有限責任 照屋 裕子

右記一九五九年参月参拾日登記 普天間登記所

那覇市字天久千式番地

一、金千弗也

全部履行

有限責任 照屋 裕子

右記一九五九年参月参拾日登記 普天間登記所

那覇市字天久千式番地

一、金千弗也

全部履行

有限責任 照屋 裕子

右記一九五九年参月参拾日登記 普天間登記所

那覇市字天久千式番地

一、金千弗也

全部履行

有限責任 照屋 裕子

右記一九五九年参月参拾日登記 普天間登記所

那覇市字天久千式番地

一、金千弗也

全部履行

有限責任 照屋 裕子

右記一九五九年参月参拾日登記 普天間登記所

<p>一、代表社員の名 奥原 善信 一、社員の名住所出資の目的価格及び履行をなした部分及び責任 中頭郡美里村字知花百七拾五番地 一、金七百弗也</p>	<p>全部履行 無限責任 奥原 善信 一、老九五式年式松田三輪車壹台 此価格金貳百弗也</p>	<p>全部履行 コザ市字諸見里百八拾番地 一、金千四百弗也</p>	<p>全部履行 無限責任 花城 昇 一、老九五七年式トヨベツト壹台 一、老九五五年式ダイハツ三輪車壹台</p>	<p>全部履行 此価格金千貳百弗也 一、老九五年式ダイハツ三輪車壹台</p>	<p>全部履行 中頭郡北中城村字仲順八拾番地 一、金七百弗也</p>	<p>全部履行 無限責任 比嘉 正道 一、老九五七年式ダイハツ三輪車壹台 此価格金貳百弗也</p>
<p>中頭郡具志川村字安慶名百貳拾参番地の貳 一、金七百弗也</p>	<p>全部履行 無限責任 安村 文英 一、老九五七年式ダイハツ三輪車壹台 此価格金貳百弗也</p>	<p>全部履行 コザ市字諸見里八百四拾貳番地 一、金千四百弗也</p>	<p>全部履行 無限責任 花城 可松 一、老九五式年式松田三輪車壹台 一、老九五七年式松田三輪車壹台</p>	<p>全部履行 此価格金四百弗也 一、老九五七年式ダイハツ三輪車壹台</p>	<p>全部履行 無限責任 比嘉 正一 一、老九五七年式ダイハツ三輪車壹台 一、老九五参年式松田三輪車壹台</p>	<p>全部履行 此価格金四百弗也 中頭郡北中城村字渡口五百貳拾参番地 一、金七百弗也</p>
<p>無限責任 新垣 盛起 一、老九五七年式ダイハツ三輪車壹台 此価格金貳百弗也</p>	<p>全部履行 中頭郡北中城村字仲順六拾六番地 一、金七百弗也</p>	<p>全部履行 有限責任 比嘉 政雄 一、老九五七年式ダイハツ三輪車壹台 此価格金貳百弗也</p>	<p>全部履行 中頭郡中城村字屋宜五拾五番地 一、金七百弗也</p>	<p>全部履行 有限責任 仲真 良祥 一、老九五七年式ダイハツ三輪車壹台 此価格金貳百弗也</p>	<p>全部履行 コザ市字山里七百七番地 一、金七百弗也</p>	<p>全部履行 有限責任 源河 朝有 一、老九五〇年式水島三輪車壹台 此価格金貳百弗也 那覇市字安謝参百四拾番地の拾四 一、金七百弗也</p>
<p>全部履行 有限責任 具志 幸永 一、老九五〇年式水島三輪車壹台 此価格金貳百弗也</p>	<p>全部履行 右老九五九年参月式拾六日登記 普天間登記所</p>	<p>◎協同組合設立 一、名称 内閣園芸農業協同組合 一、事務所 中頭郡浦添村字内閣参百八拾参番地</p>	<p>一、地区 中頭郡浦添村字内閣の地区 一、目的 一、組合員の事業に必要な物資の供給 二、組合員の事業に必要な共同利用施設の設置 三、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売 四、組合員の園芸に関する技術及び経営の向上を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設 五、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 六、農業労働の効率増進に関する施設 七、園芸業の目的に供される土地の造成改良若</p>			

<p>しくは管理又は開業業水利施設の設置若しくは管理</p> <p>八、開業業上の災害又は其の他財産についての災害の共済に関する施設</p> <p>九、前各号の事業に附帯する事業</p> <p>一、理事の氏名住所</p> <p>中頭郡浦添村字内間四拾五番地</p> <p>理 事 島袋 栄次</p> <p>中頭郡浦添村字内間四拾八番地</p> <p>理 事 当間 太郎</p> <p>中頭郡浦添村字内間五百式拾七番地</p> <p>理 事 佐久川正義</p> <p>中頭郡浦添村字内間百四拾七番地</p> <p>理 事 島袋 良吉</p> <p>中頭郡浦添村字内間五拾七番地</p> <p>理 事 儀保 宜徳</p> <p>一、監事の氏名及び住所</p> <p>中頭郡浦添村字内間百五拾番地</p> <p>島袋 稔真</p> <p>中頭郡浦添村字内間百参拾番地</p> <p>伊波 三郎</p> <p>中頭郡浦添村字内間式拾壹番地</p>	<p>知念 正英</p> <p>一、公告の方法</p> <p>組合の揭示場に揭示する。</p> <p>前項の公告の内容は必要があるときは書簡をもつて組合員に通知し又は沖繩タイムス新聞に掲載するものとする。</p> <p>一、出資一口の金額</p> <p>金五弗</p> <p>一、出資払込の方法</p> <p>式回分割払込みとする。但し全額払込時に払込むことを妨げない。</p> <p>出資額遡回の払込み金額は零口につき金式弗五拾仙以上とし第式回以後の出資の払込みについては第六拾壹条の規定による剰余金から払込みに充てるものの外第遡回の出資払込みの事業年度の次の事業年度の拾式月末日までにその残額を払込むものとする。</p> <p>組合員は前項の規定による出資の払込みについて相殺をもつてこの組合に對抗することができない。</p> <p>一、出資の総口数 参百五拾口</p> <p>一、払込んだ出資の総額 金百五拾弗</p> <p>右零九五九年参月式拾六日登記</p>	<p>普天間登記所</p> <p>◎株式会社変更</p> <p>一、商号 株式会社三和相互銀行</p> <p>一、支店 中頭郡宜野湾村字普天間百四拾六番地</p> <p>中頭郡浦添村字屋富租式百参拾五番地</p> <p>監査役大城善英は零九五九年式月式拾四日死亡した</p> <p>右零九五九年参月九日登記</p> <p>普天間登記所</p> <p>◎合資会社支店設立</p> <p>一、商店 ブイ・アイ・テイ建設合資会社</p> <p>一、本店 ヨザ市字上地百参番地</p> <p>一、支店 中頭郡宜野湾村字普天間四百四拾式番地</p> <p>一、目的 一、土木建築請負業</p> <p>二、右に附帯する一切の事業</p> <p>一、代表社員の名 中石 清輝</p> <p>一、社員の氏名住所、出資の目的価格及び履行をなした部分及び責任</p> <p>ヨザ市字上地百参番地</p> <p>一、金式千九百拾六弗六拾七仙也</p> <p>全部履行</p> <p>無限責任 中石 清輝</p> <p>中頭郡宜野湾村字伊計式百五拾五番地</p> <p>一、金式百五拾弗也</p> <p>全部履行</p>
<p>◎合資会社変更</p> <p>一、商号 うるまタクジ合名会社</p> <p>一、本店 ヨザ市字山里八拾五番地</p> <p>一、登記事項</p> <p>零九五九年式月零九日本店を左の地に移転した。</p> <p>本店 中頭郡美里村字美里式百</p>	<p>◎合資会社清算人選任</p> <p>一、商号 美里運送合資会社</p> <p>一、本店 中頭郡美里村知花区九班</p> <p>一、登記事項</p> <p>清算人の氏名住所</p> <p>中頭郡美里村字知花九番地</p> <p>清算人 島袋仁三郎</p> <p>全郡 全村字松本百番地</p> <p>清算人 池原 賢三</p> <p>右零九五九年参月五日登記</p> <p>◎合名会社変更</p> <p>一、商号 うるまタクジ合名会社</p> <p>一、本店 ヨザ市字山里八拾五番地</p> <p>一、登記事項</p> <p>零九五九年式月零九日本店を左の地に移転した。</p> <p>本店 中頭郡美里村字美里式百</p>	<p>有限責任 中石 清春</p> <p>一、存立の時期 設立の日より拾五年</p> <p>一、設立の年月日 零九五六年七月拾壹日</p> <p>右零九五九年参月式拾日登記</p> <p>普天間登記所</p> <p>◎合資会社解散</p> <p>一、商号 美里運送合資会社</p> <p>一、本店 中頭郡美里村知花区九班</p> <p>一、登記事項</p> <p>零九五七年四月式拾参日</p> <p>総社員の同意に因り解散した。</p> <p>右零九五九年参月五日登記</p>

拾参番地

右巻九五九年式月拾日登記

◎合資会社変更

- 一、商号 アイ アイ テイ建設合資会社
- 一、本店 コザ市宇土地百参番地
- 一、登記事項

一、巻九五九年式月拾九日無限責任社員中石清輝はその住所を右の地に移転した。

コザ市宇土地百参番地

無限 中石 清輝

一、巻九五九年式月八日無限責任社員徳原勇は

総社員の同意に因り、その持分全部を無限責任社員中石清輝に譲渡して退社し、中石清輝は之を譲受けてその出資額を左の通り変更した。

一、金式千九百拾六弗六拾七仙也  
無限 中石 清輝

右巻九五九年式月拾九日登記

◎合資会社設立

- 一、商号 合資会社ブラザ バウン シャープ
- 一、本店 コザ市宇山里式百参拾五番地
- 一、登記事項
- 一、商号 合資会社ブラザ バウン

シャープ

一、本店 コザ市宇山里式百参拾五番地

一、目的

- 一、自動車、重機類その他機械類の質屋営業
- 二、右に附帯する一切の事業

一、代表社員の氏名

伊波 喜正

一、社員の氏名住所出資の目的価格及び履行をなした部分及び責任

一、金千弗也 全部履行

中頭郡北中城村字島袋四百参拾七番地

無限 伊波 喜正

一、金参千弗也 全部履行

那覇市字松尾百五拾八番地

有限 伊礼千絵子

一、金千弗也 全部履行

石川市字石川式百七拾参番地

有限 比嘉 久富

右巻九五九年式月拾四日登記

◎株式会社支店移転

- 一、商号
- 一、支店 コザ市宇諸見里四百拾八番地
- 中頭郡北谷村字吉原九百七拾九番地

合那美里村字宮里六拾参番地

全郡嘉手納村字嘉手納四百七拾参番地

一、登記事項

巻九五九年式月拾四日中頭郡北谷村字吉原九百七拾九番地の支店を左の地に移転した。

支店 中頭郡北谷村字吉原拾七番地

右巻九五九年式月拾五日登記

◎合資会社設立

- 一、商号 合資会社知念材木店
- 一、本店 コザ市仲宗根式百八拾番地
- 一、登記事項
- 一、目的
- 一、日本産杉材類の輸入販売
- 二、島内産材木類の販売
- 三、建築資材等の輸入販売
- 四、その他前各号に附帯する事業

一、代表社員の氏名

知念 太保

一、社員の氏名住所出資の目的価格及び履行をなしたる部分及び責任

一、金参千弗也 全部履行

那覇市牧志町式丁目参百九拾五番地

無限 知念 太保

一、金参千弗也 全部履行

那覇市宇宿宮参百番地

有限 大城 照勝

一、金参千弗也 全部履行

コザ市仲宗根式百八拾番地

有限 知念 正子

一、存立の時期 設立登記の日から満拾ケ年

右巻九五九年式月拾八日登記

◎合資会社変更

- 一、商号 合資会社ブラザ バウン シャープ
- 一、本店 コザ市宇山里式百参拾五番地
- 一、登記事項
- 巻九五九年式月拾五日左の者新たに入社した。
- 一、金五百弗也 全部履行
- 中頭郡北中城村字島袋参百参拾九番地
- 有限 大田 徳正

右巻九五九年式月四日登記

◎合資会社変更

- 一、商号 合資会社ナシヨナル タク
- 一、本店 中頭郡美里村字比屋根百五拾八番地
- 一、登記事項
- 巻九五八年式月五日無限責任社員宮里善栄はその住所を左の地に移転した。
- 中頭郡美里村字比屋根参百七拾番地
- 無限 宮里 善栄

<p>右老九五九年参月四日登記</p> <p>◎株式会社変更</p> <p>一、商号 株式会社三和相互銀行</p> <p>一、支店 ヲザ市宇諸見里四百八拾八番地</p> <p>中頭郡北谷村字吉原拾七番地</p> <p>全郡美里村字宮里六拾参番地</p> <p>全郡嘉手納村字嘉手納四百七拾参番地</p> <p>一、登記事項</p> <p>監査役大城善英は老九五九年貳月貳拾四日死亡した。</p> <p>右老九五九年参月拾壹日登記</p> <p>◎合資会社支店設立</p> <p>一、商号 ブイ アイ ティー建設合資会社</p> <p>一、本店 ヲザ市宇上地百壹番地</p> <p>一、登記事項</p> <p>老九五九年参月五日左の地に支店を設立した。</p> <p>支店、中頭郡宜野湾村字普天間四百四拾式番地</p> <p>右老九五九年参月拾壹日登記</p> <p>◎支配人解任</p> <p>一、支配人の氏名住所</p> <p>中頭郡具志川村字安慶名四百八拾参番地</p> <p>池端 仁正</p> <p>一、主人の氏名住所</p> <p>那覇市美栄橋町壹丁目四拾式番地</p> <p>株式会社 沖縄銀行</p>	<p>一、支配人を置きたる場所</p> <p>中頭郡嘉手納村字嘉手納五拾六番地</p> <p>一、登記事項</p> <p>老九五九年参月貳日支配人池端仁正を解任す。</p> <p>右老九五九年参月拾壹日登記</p> <p>◎支配人選任</p> <p>一、支配人の氏名住所</p> <p>中頭郡具志川村字喜屋武七拾参番地</p> <p>知念 良盛</p> <p>一、主人の氏名住所</p> <p>那覇市美栄橋町壹丁目四拾式番地</p> <p>株式会社 沖縄銀行</p> <p>一、登記事項</p> <p>一、支配人の氏名住所</p> <p>中頭郡具志川村字喜屋武七拾参番地</p> <p>知念 良盛</p> <p>一、主人の氏名住所</p> <p>那覇市美栄橋町壹丁目四拾式番地</p> <p>株式会社 沖縄銀行</p> <p>一、登記事項</p> <p>一、支配人の氏名住所</p> <p>中頭郡嘉手納村字嘉手納五拾六番地</p> <p>池端 仁正</p> <p>右老九五九年参月拾壹日登記</p> <p>◎株式会社変更</p> <p>一、商号 株式会社第一相互銀行</p> <p>一、支店 ヲザ市宇仲宗根式百五拾番地</p> <p>一、登記事項</p> <p>一、老九五八年拾壹月貳拾八日資本の総額並に老株の金額を左の通り変更した。</p> <p>資本の総額 金拾万弍也</p>	<p>◎宗設の金額 金五万弍也</p> <p>一、老九五八年拾壹月貳拾八日各株に付払込みたる株金額を左の通り変更した。</p> <p>各株に付払込みたる株金額 金五万弍也</p> <p>右老九五九年参月拾七日登記</p> <p>◎宗教法人設立</p> <p>一、名称 宗教法人世界救世教沖縄教会</p> <p>一、事務所 (所在)</p> <p>中頭郡嘉手納村字嘉手納貳百七拾五番地</p> <p>一、登記事項</p> <p>一、名称 宗教法人世界救世教沖縄教会</p> <p>一、事務所 中頭郡嘉手納村字嘉手納貳百七拾五番地</p> <p>一、教義の概要(目的)</p> <p>この法人は宇宙創造神即ちキリスト教におけるエホバの神を主神とし岡田自銀師を教主と仰ぎその垂訓を最高の教示と信じその立教の本義に基き教義をひろめ儀式、行事を行い信者を教化、育成して世界の人類を救済して地上天国を建設する使命を有し教会を包括しその他の教団の目的を達成するために必要な業務及び事業を行うことを目的とする。</p> <p>一、教会主管者及び総代の氏名住所</p> <p>中頭郡嘉手納村字嘉手納貳百七拾五番地</p>	<p>◎漁業協同組合設立</p> <p>一、名称 美里村漁業協同組合</p> <p>一、事務所 中頭郡美里村字泡瀬五百五拾番地</p> <p>一、登記事項</p> <p>一、名称 美里村漁業協同組合</p> <p>一、事務所 中頭郡美里村字泡瀬五百五拾番地</p> <p>一、地区 隣域 中頭郡美里村の地区</p> <p>一、目的 (事業又は業務を含む)</p> <p>一、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給</p> <p>二、組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置</p> <p>三、組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売</p> <p>四、水産に関する技術の向上並びに組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設</p>
---	--	---	--

五、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結  
 六、水産動植物の繁殖保護その他漁場の利用に関する施設  
 七、船溜、船揚場、漁礁、その他組合員の漁業に必要な設備に関する施設  
 八、組合員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険の斡旋  
 九、前各号に附帯する事業  
 一、理事監事の氏名及び住所  
 中頭郡美里村字泡瀬五拾五番地 理事 高江洲義永  
 全郡全村字桃原百拾五番地 理事 高江洲義安  
 全郡全村字大里参番地 理事 渡邊次徳英  
 全郡全村字桃原式百四拾四番地 理事 高江洲司郎  
 全郡全村全字五百拾七番地 理事 新垣 山戸  
 全郡全村全字百拾五番地 理事 新垣 長助  
 全郡全村字泡瀬五拾五番地 理事 池宮城定吉  
 全郡全村字桃原百拾五番地 監事 山内 宗賢  
 全郡全村字古謝式百四番地 監事 上原 満久  
 全郡全村字泡瀬式千式百拾五番地 監事 平良良太郎  
 一、出資に関する事項  
 一、出資第七箇の払込金額は定口に

付金五拾仙以上とし、第式回以降の出資の払込については定款第六十一条の規定により剰余金から払込に充てるものの外第壹回の出資払込の事業年度の次の事業年度から毎事業年度毎宅宅月迄に定口に付金式拾五仙以上を払込むものとする。  
 二、組合員は前項の規定による出資の払込について相殺をもつてこの組合に対抗することができない。  
 一、公告の方法  
 一、この組合の掲示場に掲示する。  
 二、前項の公告の内容は必要があるとき書面をもつて組合員に通知し、又は沖繩本島で発刊する沖繩タイムスに掲載する。  
 一、出資一口の金額  
 金壹円也  
 一、出資払込の方法  
 参回分割払、但し金額一時払込を妨げない。  
 一、出資の総口数  
 五百四拾五口  
 一、払込んだ出資の総額  
 金式百七拾式五拾仙也  
 一、法人成立の年月日  
 老九五八年拾貳月五日  
 右老九五九年式月四日登記  
 ○大衆金融公庫変更  
 一、名称 大衆金融公庫  
 一、従たる事務所 ヲザ市宇胡屋千参  
 百八拾番地

一、登記事項  
 理事崎浜秀英は任期満了の趣、老九五八年拾貳月参拾日重任した。  
 監事伊志嶺朝良は任期満了に因り退任し、左の者老九五九年壹月式拾七日監事に任命され同日就任した。  
 那覇市壹屋町六拾壹番地 監事 城間 康昌  
 右老九五九年式月式拾五日登記 (以上)  
 ヲザ登記所  
**正 誤**  
 ○一九五九年二月二十七日付公報第七号記載の「有害動植物の緊急防除に関する規則(一九五九年規則第十八号)」中、次のとおり訂正する。(農務課)  

頁	誤	正
1	4	12
1	4	12
2	下段別表	同上
2	下段別表	同上

○一九五九年三月二十四日付公報第二十四号記載の「証人に対する報酬及び手当の支給並びに裁判所費用の取立について(一九五九・二・一三、

民政府指令第一号)」中、誤植があるので次のとおり訂正する。(文書課)  
 五頁下段の指令訳文中  

頁	誤	正	備考
5	下段11	場合の場所の	誤植
5	下段13	旅行の	誤植
5	下段18	火頭の出頭の場所の	誤植

発行所  
 行政主席官房文書課  
 (沖繩印刷所印行)